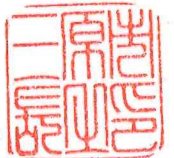


公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月16日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名	年 度	期 別	氏 名
地方税法第371条及び 同法第702条の8に係る書類	令和8年度	第1期	山崎 穰
地方税法第371条及び 同法第702条の8に係る書類	令和8年度	第1期	山中 満知子
地方税法第371条及び 同法第702条の8に係る書類	令和8年度	第1期	末木 博子・外9名
地方税法第371条及び 同法第702条の8に係る書類	令和8年度	第1期	丸岡 明・池野 利彦

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。